

食品表示法（JAS法）、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく
行政措置の状況について（平成26～27年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ

1 食品表示法（JAS法）及び景品表示法に基づく措置（P1～3）

	食品表示法（JAS法 ※1）			景品表示法 ※2	
	命令 ※3	指 示	指 導	指示等 ※4	注 意
23年度	0	0	191	3	11
24年度	0	3	150	1	12
25年度	0	2	111	36	7
26年度	0	2	120	0	69
27年度※5	0	1	28	0	21

※1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

※2 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

※3 命令は、平成21年9月1日から都道府県が処理する事務となっている。

（道内にのみ事業所が所在する事業者が対象。指示も同様。）

※4 景品表示法の改正に伴い、平成26年11月末日で「指示」が廃止され、12月1日から「措置命令」となっている。

※5 平成27年4月1日より、JAS法に代わって食品表示法（平成25年法律第70号）が施行されている。数値は、平成27年9月末日現在

2 特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく措置（P4～9）

	特定商取引法に基づく措置		消費生活条例に基づく措置				行政指導 ※5
	業務停止命令 取引停止命令	指 示	勧告 ※1	重大被害 防止措置 ※2	不当請求事 業者の情報 提供 ※3	公表 ※4	
23年度	0	0	0	0	1	4	31
24年度	2	1	0	0	0	0	47
25年度	2	1	0	2	0	1	35
26年度	4	1	5	1	4	5	57
27年度※6	0	1	2	0	0	1	16

※1 北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）の規定に基づく勧告

※2 条例の規定に基づく重大な被害を防止するための事業者を特定する情報の提供（不当請求事業者を除く。）

※3 条例の規定に基づき不当・架空請求を行っているものと認められる事業者を特定する情報の提供

※4 条例の規定に基づく調査妨害及び勧告に従わない旨の公表

※5 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び条例の遵守を求める行政指導を行ったもの

※6 平成27年9月末日現在

食品表示法（JAS法）及び景品表示法に基づく命令及び指示の状況について （平成26～27年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
平成27年9月末日現在

<平成26年度における法に基づく措置>

1 株式会社占冠山村産業振興公社（加工食品不適正表示）（JAS法に基づく指示）

- (1) 所在地：勇払郡占冠村字シムカブ原野59番地51
- (2) 事業内容：山菜加工食品、きのこ加工食品の製造、販売ほか
- (3) 行為概要：株式会社占冠山村産業振興公社は、自社を表示責任者とするわらび加工品について、「北海道産」以外のロシア産のわらびを原材料の一部又は全部に使用していたにも関わらず、一括表示欄の原料原産地名等に「北海道産」等と表示し、少なくとも平成26年2月13日から5月1日までの間、約2万3千パックを一般消費者向けとして小売業者等に販売したこと。
- (4) 措置：指示・指示の事実の公表
指示：平成26年9月2日
指示の事実の公表：平成26年9月3日
(指示内容)
 - ① 製造・販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかにJAS法第19条の13第1項及び第2項の規定により定められた品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
 - ② 販売した食品の一部について、品質表示基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに品質表示についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
 - ③ ②の結果を踏まえ、品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
 - ④ 全役員及び全従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
 - ⑤ 上記①から④までに基づき講じた措置について、平成26年10月2日までに、北海道知事宛て提出すること。

2 有限会社甲田菓子店（加工食品不適正表示）（JAS法に基づく指示）

- (1) 所在地：久遠郡せたな町瀬棚区本町343番地の1
- (2) 事業内容：和菓子、洋菓子の製造及び販売ほか
- (3) 行為概要：有限会社甲田菓子店は、他社から仕入れた焼菓子（バウムクーヘン）について、商品裏面に貼付されていた加工食品品質表示基準に定める義務表示事項が記載された一括表示ラベルをはがし、当該ラベルに「賞味期限14年8月19日」と記載されていたにもかかわらず、科学的・合理的な根拠なく賞味期限を延長し、「賞味期限26.9.10」とのみ記載したシールを作成・貼付し、義務表示事項である名称、原材料名、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所を表示せずに、平成26年8月末から9月14日までの間に少なくとも19個を陳列し、7個を一般消費者に販売したこと。
- (4) 措置：指示・指示の事実の公表
指示：平成26年11月17日
指示の事実の公表：平成26年11月18日
(指示内容)
 - ① 製造・販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかにJAS法第19条の13第1項及び第2項の規定により定められた品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
 - ② 販売した食品の一部について、品質表示基準で定められた表示事項が表示されず、遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに品質表示についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
 - ③ ②の結果を踏まえ、品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
 - ④ 全役員及び全従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
 - ⑤ 上記①から④までに基づき講じた措置について、平成26年12月17日までに、北海道知事宛て提出すること。

＜平成26年度における行政指導＞

【JAS法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
37	10	8	4	59	19	3	32	7	61	120

【景品表示法】

優良誤認表示	69 件
有利誤認表示	1 件
おとり広告	2 件
合計 ※	69 件

※ 「有利誤認表示」と「おとり広告」の事案は、「優良誤認表示」と重複している

＜平成27年度における法に基づく措置＞

1 浜谷養蜂場こと浜谷勝正（加工食品不適正表示）（食品表示法に基づく指示）

- (1) 所在地：小樽市忍路2丁目207番地1
- (2) 事業内容：農産物の生産・販売、はちみつの製造、販売
- (3) 行為概要：浜谷養蜂場こと浜谷勝正は、仕入れた精製はちみつを小分けした商品である「忍路のハチミツ」について、仕入先から原料原産地について伝達されていないにもかかわらず、根拠なく、ラベルに「国産精製はちみつ」及び「忍路の山野に咲くいろいろな花から集めた蜂蜜〔原文ママ〕をまとめて精製しました。」と表示し、少なくとも平成26年6月1日から平成26年11月2日までの間に828kgを一般消費者向けとして小売業者等に販売するとともに、直接一般消費者に販売した。（実際には仕入れた精製はちみつの原料原産地は概ね外国産であった。）
- (4) 措置：指示・指示の事実の公表
 指示：平成27年5月27日
 指示の事実の公表：平成27年5月28日
 (指示内容)
 - ① 製造・販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
 - ② 販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認とその管理方法に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
 - ③ ②の結果を踏まえ、食品表示に関する責任を有するものであることを自覚し、食品表示制度に関する正しい法律の習得方法や販売する食品の品質表示のチェック方法の確立等の再発防止対策等を実施するとともに、当該対策により習得した知識やチェック方法が有効であるかどうかを定期的に確認し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
 - ④ 上記①から③までに基づき講じた措置について、平成27年6月29日までに、北海道知事宛て提出すること。

＜平成27年度における行政指導＞

【食品表示法】

品目分類別指導件数

生鮮食品					加工食品					合計
米	農産物	畜産物	水産物	小計	農産物加工品	畜産物加工品	水産物加工品	その他	小計	
5	3	1	0	9	3	2	7	7	19	28

【景品表示法】

優良誤認表示	19 件
有利誤認表示	1 件
おとり広告	0 件
景品	1 件
合 計	21 件

特定商取引法・消費生活条例に基づく行政措置の状況について（平成26～27年度）

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

平成27年9月末日現在

＜平成26年度における法又は条例に基づく措置＞

1 「メガネサロンフレンズ」こと佐藤浩紀【特定商取引法】指示、【消費生活条例】公表（調査妨害）

(1)所在地：札幌市中央区南2条西7丁目5番6号

(2)業態：訪問販売（眼鏡、補聴器等）

(3)行為概要：個人事業者は、「目の検査をしませんか。」と告げ消費者宅を訪問し、眼鏡の販売の勧誘を行い、消費者が断っても勧誘を続けるなどして、契約を締結していた。

(4)違反条項：特定商取引法第3条、第3条の2第2項及び第5条、道消費生活条例施行規則別表1（2）

(5)措置：業務改善指示（特定商取引法第7条）、指示の公表

【内容】訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、個人事業者の氏名、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにすること。

訪問販売に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしないこと。

訪問販売により、売買契約を締結したときは、法令で定める事項を記載した、当該売買契約の内容を明らかにする書面を交付すること。

勧告（消費生活条例第17条第3項）、勧告の情報提供（同条第4項）

【内容】消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居若しくは業務を行っている場所を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】個人事業者に対しては、消費生活条例第50条第1項に基づく報告要求を行ったところ、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(6)指示等日：平成26年5月14日

(7)公表日：平成26年5月15日

2 「ネコミ屋」こと猫宮稔英【特定商取引法】業務停止命令、【消費生活条例】勧告

(1)所在地：札幌市東区北32条東3丁目1番

(2)業態：訪問販売（寝具、布団リフォーム）

(3)行為概要：個人事業者は、消費者に対して、「布団の点検に来ました。」などと勧誘目的を告げずに勧誘を始め、消費者の承諾を得ず勝手に消費者宅に上がり込み、消費者が勧誘を断っているにもかかわらず長時間、執ように勧誘を繰り返したり、「保証期間が切れた。継続して契約しなければ、残った羽毛を買ってもらわなければならない。」と事実ではないことを告げ、寝具等の売買契約を締結させていた。

(4)違反条項：特定商取引法第3条、第3条の2第2項、第6条第1項及び第7条第4号省令第7条第1号、消費生活条例施行規則別表1（2）及び4（14）

(5)措置：業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）

【内容】平成26年5月22日～11月21日の6か月の業務の一部停止

勧告（消費生活条例第17条第3項）、勧告の情報提供（同条第4項）

【内容】消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

消費者の同意なく入手した当該消費者の個人情報又は過去の取引に関する情報を利用して、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

(6)処分等日：平成26年5月20日

(7)公表日：平成26年5月22日

3 「アクティー急送」こと竹田昭彦 【消費生活条例】 勧告・公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市中央区南21条西16丁目1
- (2)取扱役務：引越運送
- (3)行為概要：個人事業者は、引越運送作業中に破損した家財について、修理して返却することを約束するものの期限までに返却をせず、消費者が電話で連絡を取ろうとしても繋がらない。
- (4)違反条項：消費生活条例施行規則別表7（1）
- (5)措置：勧告（消費生活条例第17条第3項）、勧告の情報提供（同条第4項）
 【内容】契約に基づく債務について、履行期限経過後の消費者からの履行の催促に対して適切に対応すること、並びに正当な理由なく履行を拒否しないこと、及び不当に遅延させないこと。
 報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
 【内容】個人事業者に対しては、消費生活条例第50条第1項に基づく報告要求を行ったところ、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (6)勧告日：平成26年7月22日
- (7)公表日：（調査妨害）平成26年5月27日、（勧告の情報提供）平成26年7月23日

4 「住宅設備」こと堀野政吉 【消費生活条例】 重大被害防止措置

- (1)所在地：岩見沢市日の出南4丁目
- (2)業態：訪問販売（灯油タンクの洗浄、修理）
- (3)行為概要：個人事業者は、消費者に灯油タンク洗浄及び修理の役務を提供し、代金を受領した際に、消費者に契約書等を交付した。その契約書等に記載されている個人事業者の住所及び電話番号は、事業者とは連絡の取れない虚偽のものであった。
- (4)違反条項：消費生活条例施行規則別表5（3）
- (5)措置：重大な被害を防止する情報の提供（消費生活条例第17条の2）
 【内容】個人事業者については、消費生活条例第16条第1項で禁止する不当な取引方法を用い、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるため、個人事業者の情報を提供した。
- (6)公表日：平成26年7月23日

5 株式会社日本総合投資（訪問販売） 【特定商取引法】 業務停止命令、【消費生活条例】 勧告

- (1)所在地：余市郡余市町黒川町4丁目99番地
- (2)業態：訪問販売（寝具、布団リフォーム）
- (3)行為概要：会社は、消費者に対して、「以前買っていたいただいた布団の業者です。点検に来ました。」などと勧誘目的を告げずに勧誘を始め、消費者の承諾を得ず勝手に消費者宅に上がり込み、消費者が勧誘を断っているにもかかわらず、執ように勧誘を繰り返し、寝具等の売買契約を締結させていた。
- (4)違反条項：特定商取引法第3条、第3条の2第及び第7条第4号省令第7条第1号、消費生活条例施行規則別表1（2）
- (5)措置：業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）
 【内容】平成26年8月29日～11月28日の3か月の業務の一部停止
 勧告（消費生活条例第17条第3項）、勧告の情報提供（同条第4項）
 【内容】消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居若しくは業務を行っている場所を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。
- (6)命令等日：平成26年8月27日
- (7)公表日：平成26年8月28日

6 株式会社セレクト（訪問販売）【特定商取引法】業務停止命令、【消費生活条例】勧告

- (1)所在地：札幌市東区北49条東2丁目2番
- (2)業態：訪問販売（寝具、布団リフォーム、住宅リフォーム）
- (3)行為概要：会社は、消費者に対して、「布団屋だけど、ちょっと布団見せてください。」などと勧誘目的を告げずに勧誘を始め、消費者の承諾を得ず勝手に消費者宅に上がり込み、消費者が勧誘を断っているにもかかわらず、執ように勧誘を繰り返し、寝具等の売買契約を締結させていた。
会社は、消費者に対して、「私たちは、雪による被害の状況について、この辺りの家を回って確認しています。」などと勧誘目的を告げずに勧誘を始め、住宅リフォームの役務提供を締結させていた。
- (4)違反条項：特定商取引法第3条、第3条の2第、第5条及び第7条第4号省令第7条第1号、消費生活条例施行規則別表1（2）
- (5)措置：業務の一部停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）
【内容】平成26年12月5日～平成27年3月4日の3カ月の業務の一部停止命令
勧告（消費生活条例第17条第3項）、勧告の情報提供（同条第4項）
【内容】消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居若しくは業務を行っている場所を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。
- (6)命令等日：平成26年12月3日
- (7)公表日：平成26年12月4日

7 「全日本健康寝具」こと漆戸雅彦【特定商取引法】業務停止命令、【消費生活条例】公表（勧告に従わない旨）

- (1)所在地：札幌市中央区北5条西19丁目
- (2)業態：訪問販売（寝具、布団リフォーム）
- (3)行為概要：個人事業者は、消費者に対して、「布団の会社です。おばあちゃん、布団をちょっと見せて。」などと勧誘目的を告げずに勧誘を始め、消費者の承諾を得ず勝手に消費者宅に上がり込み、消費者が勧誘を断っているにもかかわらず、執ように勧誘を繰り返したり、「このカバーは45万円もするけれども、親戚が買うということにして、30万円に値引きする。」と実在しない値引きの仕組みをあたかもそのような値引きの仕組みがあるかのように消費者に告げて、寝具等の売買契約を締結させていた。
- (4)違反条項：特定商取引法第3条、第3条の2第、第6条第1項及び第7条第4号省令第7条第1号、消費生活条例施行規則別表1（2）
- (5)措置：業務の一部停止命令（特定商取引法第8条第1項）、命令の公表（同条第2項）
【内容】平成26年12月5日～平成27年9月4日の9カ月の業務の一部停止命令
勧告に従わない旨の公表（消費生活条例第50条第1項）
【内容】個人事業者は、平成22年10月8日付けで道から「消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。」との消費生活条例第17条第3項に基づく勧告を受けていたにもかかわらず、当該勧告に従っていなかった。
- (6)命令等日：平成26年12月3日
- (7)公表日：平成26年12月4日

8 有限会社フィールドアタッチ 【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市白石区東札幌2条6丁目4番26号
- (2)業態：訪問販売（照明器具）
- (3)行為概要：会社は、消費者宅に、照明器具をLEDに交換する費用に助成金があること、その助成対象となるのか見に行きたいとの電話があり、消費者が承諾すると、会社が消費者宅を訪問し、家の照明器具を調べた後、助成金が出るのでその分安く買えると告げ、LED照明器具の売買契約締結の勧誘を行った。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】当該事業者に対しては、消費生活条例第50条第1項に基づく報告要求を行ったところ、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：平成26年12月10日

9 株式会社ノースプロダクツ 【消費生活条例】公表（調査妨害）

- (1)所在地：札幌市白石区東札幌6条5丁目6-5
- (2)商品役務：オーディオ機器の購入
- (3)行為概要：会社は、道内の消費者からオーディオ機器やレコードの買い取りを行うために消費者宅からそれら物品を持ち帰った後に、消費者が買取価格の提示を求めても対応せず、その1年以上後に初めて提示した買取価格について、消費者が見積書の提示を要請するも会社は対応せず、なお再三の連絡にも会社は対応しなかったことから消費者が契約解除を通知しても物品を消費者に返還しない。
- (4)措置：報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）
【内容】当該事業者に対しては、消費生活条例第50条第1項に基づく報告要求を行ったところ、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。
- (5)公表日：平成27年1月21日

【平成26年度における行政指導の内訳】

取引形態別		商品・役務別			
訪問販売	39件	住宅リフォーム	11件	菓子・果物	2件
通信販売	1件	寝具	6件	祈祷サービス	1件
電話勧誘販売	8件	健康食品・化粧品	6件	排水管洗浄	1件
特定継続的役務提供	5件	太陽光発電システム ・電気温水器	6件	眼鏡	1件
訪問購入	3件	貴金属	5件	エステティック	1件
その他	1件	家庭教師・学習塾	4件	家庭用医療機器	1件
計	57件	換気扇フィルター	3件	新聞	1件
		配置薬	3件	その他	1件
		印鑑	2件	計	57件
		消火器	2件		

＜平成27年度における法又は条例に基づく措置＞

1 「大学受験サポートセンター」こと山内武美 【消費生活条例】勧告・公表（調査妨害）

(1)所在地：函館市五稜郭町35番1号

(2)業態：学習教材の販売

(3)行為概要：個人事業者は、消費者に電話をかけ、消費者の住居を訪問し、又は個人事業者の事務所に消費者を呼び出し、「定期テストの問題はこのテキストから出ます」などと不実のことを告げて学習教材の売買契約の締結について勧誘をし、消費者が断っても勧誘を続けるなどして、契約を締結していた。

(4)違反条項：道消費生活条例施行規則別表1(1)及び(2)、3(9)、4(7)及び(14)、8(6)

(5)措置：勧告（消費生活条例第17条第3項）、勧告の情報提供（同条第4項）

【内容】契約の勧誘の意図を明らかにせず、又は契約の勧誘以外のことが主な目的であるかのように告げて、消費者に接近し、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、又は住居に電話をかけることにより、消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

消費者に対し、商品や取引に関する事項について事実と異なる情報その他の誤認させる情報を提供して、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

消費者が勧誘を受けることを拒絶し、又は契約を締結しない旨の意思を示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

消費者の同意なく入手した当該消費者の個人情報又は過去の取引に関する情報を利用して、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

申込の撤回等が有効に行われたにもかかわらず、法令又は契約に基づく返金について、不当に遅延させないこと。

報告要求に応じなかった旨の公表（消費生活条例第51条第1項）

【内容】個人事業者に対しては、消費生活条例第50条第1項に基づく報告要求を行ったところ、期限までに報告しなかったことから、その旨公表した。

(6)勧告日：平成27年5月26日

(7)公表日：平成27年5月28日

2 株式会社北日本システム 【特定商取引法】指示、【消費生活条例】勧告

(1)所在地：札幌市中央区南6条西1丁目5番6.1ビル7F

(2)業態：訪問販売（火災保険申請調査支援、住宅リフォーム）

(3)行為概要：会社は、消費者宅を訪問し、「火災保険で壊れた所を修理できることをご存知ですか。」などと勧誘目的を告げずに勧誘を始め、消費者が勧誘を断っているにもかかわらず、「見積もりは無料なので、見積もりだけでもさせて下さい。」などと告げて、引き続き当該役務提供契約の締結について勧誘をした。

(4)違反条項：特定商取引法第3条、第3条の2第2項、消費生活条例施行規則別表1(2)

(5)措置：業務改善指示（特定商取引法第7条）、指示の公表

【内容】訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、会社の名称、役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすること。

訪問販売に係る役務提供契約の締結について、当該役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該役務提供契約の締結について勧誘をしないこと。

勧告（消費生活条例第17条第3項）、勧告の情報提供（同条第4項）

【内容】消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居若しくは業務を行っている場所を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

(6)処分等日：平成27年5月27日

(7)公表日：平成26年5月28日

【平成27年度における行政指導の内訳】

取引形態別		商品・役務別			
訪問販売	11件	配置薬	4件	ドッグホテル	1件
通信販売	1件	寝具	3件	印鑑等	1件
電話勧誘販売	2件	住宅リフォーム	2件	学習教材	1件
その他	2件	通信サービス	2件	その他	1件
計	16件	健康食品	1件	計	16件